

# 上高野原連合自治会防犯パトロール隊 会則

## 第1条 (名称)

本団体は、「上高野原連合自治会防犯パトロール隊」と称する。

## 第2条 (目的)

本会則は、上高野原連合自治会の会則（第4条3項）に基づき以下の3つを行う事を目的とする。

- ・上高野原地域の「安全で安心な街づくり」を目指す。
- ・地域住民の事故防止、犯罪の抑止及び児童登下校の安全をはかる。
- ・地域住民の防犯意識を高める。

## 第3条 (構成)

本団体は、上高野原連合自治会に加盟している自治会の自主的な市民自治組織である。

本団体の隊員は、上高野原連合自治会の役員、及び各自治会会員の有志により構成し、本部は上高野原連合自治会館とする。

## 第4条 (役員の選任)

本団体は、次の役員を置き、選任方法は下記の通りとする。

- ・本部長（1名）：上高野原連合自治会会長がその任に当たる。
- ・本部事務局（2名）：上高野原連合自治会副会長及び会計がその任に当たる。
- ・パトロール隊長（1名）：パトロール隊各班長の互選による。
- ・パトロール副隊長（2名）：パトロール隊各班長の互選による。
- ・パトロール隊事務局（5名）：パトロール隊長により指名された者がその任に当たる。
- ・班長（6名）：各班隊員の互選による。
- ・副班長（6名）：各班隊員の互選による。

## 第5条 (役員の任務)

役員の任務は、次の通りとする。

- ・本部長：本団体を代表し総責任を担う。
- ・本部事務局：上高野原連合自治会と各班長との情報交換等の総務全般及び会計を担当する。
- ・隊長：日々のパトロール活動及び運営上の総括し各班を統括する。また上高野原連合自治会の役員会等に出席する。
- ・副隊長：隊長を補佐し、隊長不在の場合はその任務を代行する。
- ・班長：パトロール隊各班の責任者とし、各班の運営活動を統括する。
- ・副班長：班長を補佐し、班長不在の場合はその任務を代行する。
- ・パトロール隊事務局：次の項目を担当する。
  - ① 警察署・地域学校等との打合せ（渉外）
  - ② パトロール隊活動費の会計管理（会計）
  - ③ 必要物資物品の購入調達・備品の管理（調達）
  - ④ その他、パトロール隊の総務全般

## 第6条 (役員の任期)

役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 (事業計画)

事業計画については以下の通りとする。

- 1) 立案・・・防犯パトロール隊長が事業計画書・予算案を立案作成し本部長に提出する。
- 2) 報告・・・活動報告書を作成・提出し、本部長に報告・承認を得る。

第8条 (会議)

会議は、毎月1回定例役員会を開催する。また、必要な時に本部長及び隊長が招集することができる。

第9条 (保険)

活動中に事故が発生した場合、上高野原連合自治会が加入している「自治会活動保険」の対象となる。

第10条 (会計)

会計年度は上高野原連合自治会と同時期に「パトロール隊活動費」として会計報告書を作成し本部事務局に提出する。

第11条 (改廃)

本会則の改廃は、上高野原連合自治会防犯パトロール隊、役員会の決議をもって行うものとする。改廃内容は、上高野原連合自治会の役員会で報告を行うものとする。

備 考

- (1) この会則は、平成18年2月20日から施行する。
- (2) 平成20年 3月 1日 改正
- (3) 平成21年 9月26日 改正
- (4) 平成28年 3月19日 改正 副隊長に関する記載追記、第11条追記、他